

教育厚生委員会会議録

日時 平成20年10月6日(木) 開会時間 午前10時11分
閉会時間 午後3時10分

場所 第1委員会室

委員出席者 委員長 棚本 邦由
副委員長 河西 敏郎
委員 土屋 直 清水 武則 大沢 軍治 岡 伸
鷹野 一雄 武川 勉 安本 美紀

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

教育委員長 金丸 康信 教育長 ・瀬 孝嘉 教育次長 佐藤 安紀
理事 小川 昭二 次長(総務課長事務取扱) 広瀬 猛
福利給与課長 飯窪 巧 学校施設課長 神津 孝正 義務教育課長 佐野 勝彦
高校教育課長 滝田 武彦 新しい学校づくり推進室長 矢崎 茂樹
社会教育課長 大堀 修己 新図書館建設室長 末木 浩一
スポーツ健康課長 今井 三千雄 学術文化財課長 三枝 仁也

福祉保健部長 小沼 省二 理事 横山 祥子 福祉保健部次長 藤原 一治
福祉保健部次長 酒井 善明 福祉保健部技監 広瀬 康男 福祉保健総務課長 杉田 雄二
監査指導室長 清水 郁也 長寿社会課長 三枝 幹男 国保援護課長 山本 節彦
児童家庭課長 市川 由美 障害福祉課長 八巻 哲也 医務課長 山下 誠
県立病院経営企画室長 篠原 道雄 衛生薬務課長 清水 利英 健康増進課長 荒木 裕人

- 議題 第86号 山梨県附属機関の設置に関する条例中改正の件
- 第87号 山梨県手数料条例中改正の件
- 第88号 山梨県介護保険財政安定化基金条例中改正の件
- 第89号 山梨県営病院事業の設置等に関する条例中改正の件
- 第90号 山梨県食品衛生法施行条例中改正の件
- 第92号 平成20年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの
- 第97号 動産購入の件
- 第98号 動産購入の件
- 請願 19-17号 原爆症認定制度の抜本的改善を求めることについて

請願 20-3 号 県立中央病院・神経内科の診療再開と常勤医師の確保及び県営病院としての存続を求めることについて

請願 20-7 号 後期高齢者医療制度の廃止を求めることについて

審査の結果 議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。
また、請願については、いずれも継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時11分から午後0時04分まで教育委員会関係の審査を行い、休憩をはさみ午後1時31分から午後3時10分まで福祉保健部関係の審査を行った。

主な質疑等 教育委員会関係

第86号 山梨県附属機関の設置に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第92号 平成20年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(新県立図書館整備事業費について)

岡委員 代表質問の中で聞いていますから多くを聞くことはどうかと思いますが、教の4ページ、新図書館建設についてです。今回1億5,300万円余の予算計上をしているわけですが、公募型のプロポーザル方式でという説明を伺いました。今回の予算の中で具体的にどう取り組むのかお聞きします。実質的にはほぼ繰越明許費になっていきますので、今年度中にはほとんど進まないのかどうかも含めてご説明いただきたいと思います。

末木新図書館建設室長 今回お願いいたしました設計委託費の内容として、基本設計、実施設計で、基本設計に3カ月、それから実施設計に1年と、1年3カ月かけて設計することとしております。

岡委員 今から公募するわけですから、まだ具体的には出てこないと思うんですけども、いまひとつ見えるものがないんです。基本的設計と実施設計の部分について、もう少し具体的なお話をしていただきたいと思います。

末木新図書館建設室長 今回、公募型プロポーザル方式で設計委託業者を募集するわけですが、技術力や経験のある業者を選ぶために、公募型プロポーザル方式をとるわけです。県の入札登録業者すべてに周知して、参加表明をいただき、過去

の実績や、技術者の体制などを見ながら、まず一次のセレクションをします。その後、具体的な業者に自由提案をいただいて、審査委員会で評価して、最優秀の業者を選ぶということを考えています。

岡委員 今、県庁舎の耐震化ということで新庁舎建設を予定している中で、PFIの方がより安く建設できるという知事の答弁がありました。今回の図書館は直営だとお聞きしていますが、そうでしょうか。

末木新図書館建設室長 今回の図書館につきましては県直営でやります。PFIでは実施いたしません。

岡委員 先ほども言いましたように、県庁舎はPFIの方がより安くできると伺いました。新図書館建設は50億円かかるという大型事業ですから、より安くなるのであるならばPFIでもいいのではないかという感じがします。私はPFIがいいとは言いませんが、知事がそう答弁をしているわけですから、その辺についての考えはどうでしょうか。

末木新図書館建設室長 昨年度から本会議でも知事等が答弁しておりますように、図書館というのは非常に公共性の高い施設で、サービスなどの対応も非常に高い水準が要求されます。PFIは、設計・建設から維持管理まで一括して民間業者に委託する中で、当然サービスの向上や財政負担の平準化、コスト低減を図っていくものですが、事業の委託期間が15年とか20年、場合によっては30年という長期にわたりますので、非常に公共性の高い図書館について、長期にわたって一民間業者に運営まで委託するのは、不安があるということで、図書館につきましては、県直営でサービスの質の向上を図っていきたいと思っています。また、建設費は50億円を想定していますけれども、今後縮減に努め、できるだけ安いコストでいいものをつくっていきたいと思っています。

岡委員 図書館にPFIがなじむかどうかという点については、私自身もいろいろ感じることもあります。しかし、知事の答弁を聞くと、それなりに巨額な投資をするわけですから、それなりのことを考えてもいいのではないかと考えるんです。その辺についてお聞きします。

廣瀬教育長 PFI方式ももちろん考えてはいるわけですが、公共性や、サービス水準が非常に高いということと、民間の一業者に長期にわたって委託してしまっただろうかということを検討する中で、県直営でやったほうがよいらうという考えです。

岡委員 私は、運営そのものは県が直営でやるべきと思っておりますし、今までの答弁を聞いてもそう理解をしていますが、建設そのものは、直営かPFIかというのは考えてもよかったのかなと考えておりますので、申し上げておきます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第97号 動産購入の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第98号 動産購入の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(児童生徒の不登校対策について)

鷹野委員 本会議でも不登校やいじめ問題等が触れられていまして、現在は調査結果を分析中と伺っておりますが、不登校については、各地域ごとの特性があり、また学校ごとにそれぞれ要因があるかと思えます。地域ごとの分析等も必要ではないかと考えておりますが、そうした分析や研究はされる予定があるのかお伺いします。

佐野義務教育課長 今回の調査結果を受けまして、7月末に、小中学校で不登校の子どもたちの事情について、聞き取りの再調査を行いました。その調査結果につきまして、きっかけや理由、各学校の取り組みの状況、地域による特徴、それから、学校規模等による差という観点から、現在、分析しております。

きっかけや理由につきましては、前回の発表の中で大まかな項目が出ておりますけれども、さらにそれを細分化しております。例えば、人間関係をめぐる問題、家庭の教育力の低下、環境の変化、怠学、無気力、不安や緊張、学力の不振等が前回の調査で大まかな項目として出ていましたが、その中で、人間関係をめぐる問題は全体の約32%を占めています。それをさらに細かくしていき、友達関係のトラブル、集団になじめない、友達をつくれぬ、コミュニケーションをとれない、過去にいじめに遭った経験がある、人間関係の間に出てくるストレスといった細かい項目で、どのくらいの数があるかという分析を行いました。以下、同じように家庭の教育力、怠学、無気力、不安や緊張、その他につきまして分析を行いました。細分化して分析した結果、人間関係をめぐる問題は、他の、家庭の教育力や環境の変化、怠学という要因に絡み合っているということがわかりました。子どもが、1つの理由ではなくて、複数の理由から不登校になってきたということが改めて明らかになっております。

地域による特徴につきましても、各地区別、例えば国中と富士・東部、そ

れから、中心部と隣接する市町というように分けて分析したところ、全県のそれぞれの地区に必ず不登校の多い学校というのがあることがわかりました。特別に地域差は見当たりませんでした。また、中心部にももちろんありますし、その周りの隣接するところにもあります。それから、学校規模の大小についても分析しましたが、小規模校だからといって不登校がないということではなく、不登校率で見ると、割合は多くなっています。大規模校でも当然ありますし、中規模校でもあります。学校規模についても特徴ははっきりと認めることができませんでした。

今後、いじめ・不登校問題対策委員会の中で、さらに分析を行っていきたいと考えております。

鷹野委員

いろいろな対策をとられている状況は重々承知していますが、相関関係を深く見て、その分析結果をぜひ各教育委員会等にフィードバックすることが必要かと思いますが、それについてはスケジュール的にはどのように考えているのでしょうか。

佐野義務教育課長

今後、いじめ・不登校問題対策委員会で、専門家の意見を聞く中で、今後のことにつきましては検討していきたいと思っております。

鷹野委員

不登校のきっかけは、人間関係や学力の問題、不安や緊張などいろいろな要素があると思います。文科省で行った全国的な学力調査の結果報告が8月に出たということです。昨年度も実施した中で、結果評価等を踏まえて、今年度、再度文科省で試験を行ったようですが、昨年度の評価の実績等も踏まえて、今年度の結果をどのようにつなげて対応していくか、特に小学校、中学校、それぞれバラツキがあるようにも伺っていますが、それについてどのような対応をとられるのか、改めて伺います。

佐野義務教育課長

今回の学力・学習状況調査の結果は、既に新聞報道等でご存じだと思いますけれども、教科に関する調査結果で見ますと、小学校の国語、中学校の数学において知識や技能の定着に一部課題が目立ったという表現をしていますが、これは要するに、できた問題とできなかった問題の差が激しかったということです。それから、活用に関する問題の結果では、小学校、中学校の国語、算数、数学のすべてにおいて、知識や技能を活用する力に課題が目立ったとしています。全国的な結果と比較いたしますと、山梨県は大体同程度ととらえております。

また、学力調査以外の質問結果を全国と比較して顕著な傾向としましては、1日当たりの家庭における勉強時間がやや少ない、中学生は携帯電話で通話やメールをする時間の割合が多いということです。それから、学校長に聞いた質問の中では、児童生徒は授業中私語が少なく落ち着いた、児童生徒は熱意を持って勉強しているという割合が高かったということです。

今回の結果を受けまして、各市町村教育委員会に対し、9月11日付けの文書で、各地域内の学校について、具体的な改善計画や取り組みを示してくださいという指示を行いました。現在、各教育委員会では取り組みを始めていると思います。

県としましては、大学の先生方を中心とした検証改善委員会の中で、結果を独自に分析・検討しまして学力向上の施策を決定いたします。この施策を検討していく中で、県ではことしの結果を受けて、小学校版と中学校版の冊子をつくりまして、具体的にどのような視点で取り組んでいくかについての

プランを示すこととしています。10月10日に、「確かな学力シンポジウム」を開き、全県の小中学校の代表者を集め、そのプランを説明いたします。それを受けて、各小中学校でも独自のプランをつくることを指示したいと思っております。

鷹野委員 国は、分析結果を、児童生徒の生活の側面、習熟度別の少人数指導、学力層に着目した指導方法、そして全国学力学習状況調査結果チャートを用いた学力学習状況に関する分析、検証手法の開発という4つに分けて示しているようです。それぞれについて県として、今回のシンポジウム等も意識した中で、その分析結果を生かすなり、どのように対応していくかをお聞きします。

佐野義務教育課長 今ご指摘がありました点につきましても、シンポジウムの中に取り込みまして、具体的に分析等の話をして、それから、各市町村教育委員会や学校の取り組みをまとめたいと思っております。

鷹野委員 先ほどお示しいただいた冊子はどのようなタイトルなんですか。

佐野義務教育課長 これは「結果改善のための手引き」というもので、国の確かな学力ステップアップ事業の中でつくった冊子です。後でお届けします。

(小中学校の耐震化について)

大沢委員 小中学校の耐震化について伺いたいと思います。さきの中国四川省における大地震では小中学校がかなり倒壊したという状況を踏まえて、県内の各教育事務所ごとに、小中学校の耐震化がどう進んでいるのか、どんな耐震化率になっているのか、伺いたいと思います。

神津学校施設課長 県内の小中学校の耐震化の状況は、文科省の調査結果では教育事務所別にはなっておりませんが、県全体で耐震補強調査の対象となる建物が1,094棟あるうち、本年の4月1日現在で、885棟の建物について耐震性が確認されております。その結果、耐震化率は80.9%となっております。全国平均が62.3%ですので、山梨県の場合は高いほうでして、全国で6位という状況です。それでも、まだ耐震性の確認がとれていない建物が209棟残っております。本県では26市町村が東海地震の地震防災対策強化地域に指定されておりますので、耐震化率100%に向けて迅速な対応が必要だと考えております。

大沢委員 全国6位と耐震化率が進んでいるということですが、近い将来に東海地震が予想される地域ですから、四川省の地震でも子どもが非常に多く犠牲になっていることを考えると、一日も早く耐震化を進めていかなければならないと思います。県ではそれに対してどのような指導や対応をしていくのか。一日も早く耐震化率100%にすべきだと思うんですが、その対応について伺いたいと思います。

神津学校施設課長 耐震化がおくれていたり、年次計画の中で未定のところにつきましては、6月に市町村を回り状況などを聞きました。その際、耐震化の年次計画の全体計画を前倒ししていただきたいということと、今回改正になった地震の特措法の説明などをする中で、早急に耐震診断を実施して結果を公表し、早急に耐震化が図られるように要請をしております。特にI s値が0.3未満の、

大規模な地震が来たときに倒壊等のおそれがある建物のある市町村につきましては、平成22年度までに、遅くとも平成24年度までには、耐震化をするように働きかけております。

(30人学級編制に伴う施設整備について)

大沢委員

診断結果の公表はぜひ進めていただきたいと思います。

我々はこの間、宮城県、山形県に教育厚生委員会として勉強に行ってきました。それで、30人学級の問題について伺いたいと思います。児童が少なければ少ないほど、マンツーマンに近い教育ができるということで30人学級が導入されているんですが、ある地域の学校では、来年度入学生が120人をオーバーするかもしれないと予想されている。日本人の悪い癖として、予想して計画をしていくことがどうも苦手ですよ。だから、すべてにおいて、場当たりの対応がされているのが今までの日本の姿なんです。

それで、30人学級とすると、120人以下であれば4クラスですが、120人を1人でもオーバーすると5学級になる。その学校では将来の予想をして多く教室を用意していたが、人口が増えてきて、子どもたちが予想外が増えてきて、教室が足りなくなった。特別教室でも使わなければならないけれど、いろいろな物品が入っていて、その物品をどこへ持っていくかが困ってしまうということです。

教室不足は市町村の教育委員会の問題だと言えればそれまでかもしれませんが、実際そうした教室不足が出てくるところがある。場所によっては、子どもたちがいなくて学校が廃校になるところもあります。増えるところは増えている。その対応について県の教育委員会では、各市町村の教育委員会に対して、今後の予想に基づく計画の指導や助言をしているのでしょうか。

広瀬次長

就学未満の子どもたちが、就学年齢に達すれば、当然小学生になるわけで、それはすべての市町村教育委員会で常に把握しております。それを基本にしていますので、ある程度、予測がつくわけですが、本県は30人学級の導入が平成16年度からで、まだ4年目ですので、中期的な将来の見通しについては、市町村教育委員会でもなかなか追いついていない可能性もあると思います。ただ、物理的に施設が整わない場合には、アクティブクラスといいまして、30人学級編制以外に非常勤講師などを加配するという制度を、はぐくみプランの中ではとっておりまして、どうしても教室を増やせない学校については、そのような対応をお願いしています。

大沢委員

質問を変えますが、以前は1,000人を超えないと、学校を分けられないというきまりがあったと思いますが、今でもそうでしょうか。

広瀬次長

今一番大きいのは山城小の806人で、昨年度までは800人を超えているところはなかった状況です。今のご質問には即答できませんので、調べさせていただきます。

大沢委員

生徒が増えて、おそらく800人以上になるだろうから、将来新しい学校をつくることを予想して土地を購入しておいたら、どうも1,000人にならなければだめだということで、結局分けることができず、その土地はほかの目的に使ってしまった。今になって児童が増えて教室が足りなくなって、しかし、敷地内にもう建てる場所がないということで困っている。1,000

0人にならなければ分けることができないということであれば、その当時は40人学級だからよかったけれども、今のように30人学級になると、教室の数が今度は問題になってきますので、予想していかなければならないと思います。

1つの対応として、例えばプレハブ校舎をつくるとか、場合によっては、隣の学校があいているからそちらに行ってもらおうという越境入学というような対応があると思いますが、現状を把握しているでしょうか。

広瀬次長

小中学校の施設をどうするかは、市町村教育委員会の所管になりますので、プレハブ校舎をつくって30人学級編制を選ばれるのであれば、そうしていただいても何の差し支えもございませんが、県で、30人学級編制に該当する学校のある市町村に対して、プレハブ校舎で対応せよということはなかなか難しいところがあります。繰り返しになりますが、そのために、アクティブクラスという制度を設けているところです。

大沢委員

30人学級と決めたのは市町村の教育委員会が決めたんですか。おそらくそうではないと思うんですね。国が決めて、県が決められているんですから。そうすると、市町村の教育委員会ではそんなつもりはなかったから、教室をつくっておかなかった。しかし、30人学級にしろというのでやってみたら教室が足りなくなりました。あとはプレハブ校舎をつくらうが、越境でいこうが、それは市町村の教育委員会にお任せしますということになると、市町村の教育委員会でも困るし、学校でも困ってしまうというのが現実なんです。プレハブ校舎だと、まず耐震性はどうかと心配になるし、やはりコンクリートの方が安全だという意見も出ます。保護者も、子どもたちをプレハブではなくてきちんとした校舎から卒業させてあげたいと言う。県が30人学級を導入しろと言いながら、教室が足りなくなったら、あとは市町村の教育委員会の責任だよという対応しかできないのでしょうか。例えば増築する場合にいくらかの補助をするという対応はできないのでしょうか。

神津学校施設課長 小中学校の校舎を新築、改築、耐震改修する場合には、それぞれ補助制度があります。

(飯田蛇笏・龍太親子作品の常設展示について)

大沢委員

市町村の教育委員会から相談があったら、今のお話のように補助金があるから、それに対応してほしいという話をさせていただきたいと思います。

県立美術館の30周年記念の企画展が非常に好評のようであります。その隣にある文学館では、飯田龍太特別展が開かれていて、私もオープニングに行ったのですが、かなりの入館者があって大変な好評で、やはりふるさとが生んだ蛇笏であり、龍太であると、非常に感銘を受けました。その中の数人から、こんなに大勢の人が集まるというのは、山梨県ばかりではなくて、全国の俳句をつくる人たちがいかに関心をもっているかということなので、建物をつくってほしいとは言わないけれど、文学館の中に飯田蛇笏・飯田龍太の常設展示をする部屋が欲しいという話を聞いたのです。今はあちこちに散らばっている蛇笏や龍太の書簡や資料を集めれば、散出を防ぐことができるし、境川の生家の近所では火災があったという形跡があるらしいのですが、もし焼失というようなことになっては、せっかくの資料がもったいないので、資料を集めた専用の部屋が欲しいけれどもいかがかという話がありましたが、そういう計画があるのか、あるいは検討する余地があるのかどうか伺いたい

と思います。

三枝学術文化財課長 飯田蛇笏・龍太親子については、本県ゆかりの他の作家と違って、生涯山梨県に住んで俳句を読み、日本の俳壇の中でも有数の人ということで評価されています。今回初めて、飯田龍太展をとということで開催しておりますけれども、多くの方が来ています。今、文学館には飯田蛇笏コーナーがありまして、そこで飯田蛇笏を中心に展示しております。飯田龍太が亡くなって1年余りたとうとしている中で、そうした資料が文学館に保存管理・展示できるようになるときは、あわせて展示できるように考えていく必要があるのではないかと考えております。

大沢委員 蛇笏・龍太親子の生い立ちや、句の1つや2つぐらいは常に展示できるようなコーナーを設けて、そこへ県民、あるいは愛好者に来ていただくように、ぜひ展示ができる部屋をつくるように検討をお願いしたいと思います。

(地域と学校の関わりについて)

安本委員 地域と学校とのかかわりということでお伺いさせていただきます。学力テストの話が出ていましたが、9月15日の日本経済新聞に、学力テスト好成绩の秋田という記事が載っています。秋田県のPRをするわけではありませんが、2008年度の文科省の全国学力・学習状況調査で秋田県が2年連続で全国トップクラスだったという記事です。要因として、子どもたちが授業中、学習に向かう意欲が非常に高い、授業が前向きに進んでいる、子どもたちが取り組んでいるということと、そして家庭に帰って家庭学習をするという学習習慣が身についているということが挙げられておりました。それはどうしてかということが書いてあるのですが、家庭と地域と学校との連携がうまくいっているということです。秋田県では、家庭や地域に学校を支えていこうという姿勢が比較的強いと書かれていました。

6月議会で、登下校の交通安全指導、学習補助、清掃など、地域でボランティアの方が学校を支援されているのを1つの組織にして、コーディネーターを設けて、やまなし学校応援団をつくっていくという補正予算が計上されていましたが、その進捗状況についてお伺いさせていただきます。

大堀社会教育課長 この事業につきましては、6月議会で補正予算が議決された後、各市町村に学校応援団を立ち上げるべく、各教育事務所と連携して市町村教育委員会や学校、ボランティア組織等に働きかけを進めてきました。その結果、国への申請中も含め、現在6市で協議会の立ち上げへの組織づくり、それから学校支援地域コーディネーターの選定、またボランティア等の公募も含めて取り組みをしていただいているところです。

安本委員 本年は6市に設置が予定されるということですが、もう10月に入っていますので、年度内には設置していただいて、また3年かけて全中学校単位に設けられるということで、非常にいい事業だと思います。コーディネーターの選任については、前回も、一番大事などころではないかという話をさせていただきました。これは市町村が実行委員会をつくって進めていくものだと思いますが、ぜひ県のほうでも指導していただいて、しっかり全中学校区で立ち上がるようお願いしたいと思います。

もう一つは、私は甲府市の羽黒地域に住んでおりますけれども、教員や公務員を退職された方が多く、退職後もとても元気で、意欲があって積極的な

方は、学校のいろいろなボランティアで活躍をされています。団塊の世代が退職されて多くの人材が地域にはいらっしやるので、それらの方を教育の中で人材として活用していくことも積極的に取り組んでいく必要があるのではないかと考えております。当然、取り組んでいると思っておりますけれども、学校教育で、そういう方たちをどのように活用されているのかお伺いします。

佐野義務教育課長 山梨県では平成9年度からいきいき教育地域人材活用事業を立ち上げました。教員のOBの方たちも、ことしは20名程度含まれております。地域在住の専門家や社会人を特別非常勤講師として学校に派遣して、授業をしていただくという内容です。去年は小中学校あわせて1,220回の授業を行っています。特別支援学校につきましても、1,263回の授業をしています。

それから、平成19年度から始まった事業で、山梨県小学校理科支援員等配置事業があります。この事業では、小学校5・6年生の理科の授業に理科支援員や特別講師を派遣して、実際に理科の授業をしていただく、あるいは準備を手伝っていただくということをしています。この中にも教員の退職者がいて、そういう方たちが活躍しています。ことしの実績として、退職教員が支援員として11名、特別講師としては全体23名中14名となっています。

このように、学校でも積極的に退職した教員を活用させていただいて授業を進めています。

安本委員 学校教育のほうはわかりました。社会教育のほうはいかがでしょう。

大堀社会教育課長 社会教育の関係では、最近の動きとしましては、学校応援団というような形で地域の人たちが入っていく取り組みを進めているところですが、これまで生涯学習ボランティアバンクというものを設置しております。これは、団塊の世代や高齢者など、それぞれの職業や日々の生活、また学習等で得た知識や技術を生かして、学校の授業、それから社会教育的な公民館での講座の講師等になる人材を登録して、広く県下にお知らせしているところです。この生涯学習ボランティアバンクの特徴ですが、教育事務所を単位として、各教育事務所がコーディネーターを務めております。コーディネーター機能を生かすことにより、ボランティアの方たちの持っている力とそれを必要とする方たちとのマッチングが、きめ細かくできることとなります。また、各市町村でも類似の取り組みを行っておりまして、例えば通学途中や放課後等の不安や危険を防ぐためのスクールガード、それから図書館で、読み聞かせはもちろん資料整理等のボランティア等もさせていただいています。また、平成19年度は公民館で約1,300の講座を開設していますが、そのうちの約1,000講座は地域の方たちが講師となって教室を運営していて、残りの300講座が、行政の方たちが講師になっているという状況です。

今後につきましては、ボランティアバンクの特徴の1つがコーディネーターを置くということで、学校応援団にコーディネーターを置いて、その方たちがニーズと人材との調整をするということですが、この仕組みをさらに県下に広めていくと同時に、コーディネーターの養成やボランティアの育成を踏まえて、研修を今年度から進めていきたいと考えております。市町村と連携をとりながら、コーディネーターのさらなる充実を図っていきたいと考えております。

安本委員

意欲があって積極的な方は、自分の方から問い合わせをして参加されているようですけれども、企業でいろいろな知識・技能を身につけていらっしゃる方が、意欲はあるけれどもどうしていいかわからないという話を聞きました。広く募集をしていただきたいと思いますのですが、あまり広げても、果たしてその方が教育現場とか社会教育の場で適切な講師かという懸念も出てくると思います。募集をした後で、学校での指導法、また講義の方法について一定の研修をしていただいて、資格認定というようにしていただければ、そうした懸念もなくなるのかなと思っています。質問ではありませんが、子どもたちが、秋田県のように、社会経験が豊かな方と接することができる場を数多くつくっていただきたい、これは学校教育についてですが、そう思っておりますので、より一層の推進をお願いします。

(児童生徒の不登校対策について)

河西副委員長

代表質問でも出され、鷹野委員からも質問がありました。不登校は大変重要な問題だと思いますから、何点か伺わせていただきます。27人に1人という不登校生徒の数について大変憂慮しているわけですが、いろいろな理由がありますから、一律に対策をとることは難しいと思いますけれども、新しい不登校対策ということで、今年度の4月からスクールソーシャルワーカーの活用を始められたようですが、その活用事例等についてお聞かせいただければと思います。

佐野義務教育課長

スクールソーシャルワーカーにつきましては、ことしから始まった事業です。社会福祉士、保健福祉士等の資格を持った方を各教育事務所に、県全体で11名配置しました。その中で、保護者や地域、あるいは関係各機関等に働きかけをしまして、不登校に対して取り組んでいくことになっております。

ことしの実践例としましては、例えばある中学校の、家庭に居場所がなくて深夜徘徊をする不登校の生徒について、ソーシャルワーカーが市の福祉担当、児童相談所、医療機関等の関係者を集めて、ケース会議というその生徒に関する会議を開催しています。これはソーシャルワーカーが中心になっています。

もう一つの例として、これは小学校の例ですけれども、複雑な家庭環境にあり暴力を振るう子どもについて、同じように、学校の担任、学校長、保護者や地域の関係する機関と連携してケース会議を開いています。あるいは、これも小学校の例ですけれども、情緒不安定で粗暴行為等を繰り返す子どもに対しまして、ケース会議を開く中で、スクールカウンセラーとソーシャルワーカーが連携して、その子に対応した取り組みを行っています。

河西副委員長

また、ひきこもりがちな生徒に対しての適応指導教室というのが3カ所で開催されておりますけれども、その成果をお聞かせ願いたいと思います。

佐野義務教育課長

県が開設した適応指導教室は3カ所にありますが、それ以外に、市の方では南アルプス市と甲府市で開いております。そこでは、学校に行けなくなった子どもたちが勉強、遊び、あるいは相談など、いろいろなことをしております。3ヶ所全体で今、在籍者が90名近くいます。その中で、再登校者、一たん不登校になったんですけれども、学校に行けるようになった子どもが、全体の40%近くに上っております。前年度が32.3%ですので、適応指導教室につきましては、一生懸命取り組んでいただいていることもありまして、効果を上げてきております。

河西副委員長 再登校率が40%ということですから効果があらわれていると思います。また過日、新聞やテレビで不登校にかかわる緊急連絡会議というものが報道されていましたが、その内容等についてお聞かせ願いたいと思います。

佐野義務教育課長 不登校にかかわる緊急連絡会議は、10月1日に県の総合教育センターで行いました。この会議には、全県の小中学校の不登校担当、市町村教育委員会の担当者、教育事務所の指導主事等、全体で350名が参加しました。この中では、国立教育政策研究所から講師を招きまして、不登校の未然防止という視点で講義をしていただき、具体的に小学校での対応についてがポイントだという話をしていただき、全体で確認をいたしました。質疑や意見交換を行った中で、全体的なアンケートの結果によりますと、具体的ですぐ取り組めるような内容であったとか、県内各地の状況がよくわかったとか、自分で実際に学校に帰ってから行動に移すヒントが得られたという回答が寄せられています。この中で、小学校と中学校の連携に、特にこれからは力を入れていきたいと考えております。

河西副委員長 登校しながらも授業に参加しないで保健室に行くという、いわゆる保健室登校の実態について教えていただきたいと思います。

佐野義務教育課長 いわゆる保健室登校につきましては、全体の数はつかめていない状況にあります。というのは、保健室登校と申しましても、実際に保健室へ行っている子どもと、保健室以外の相談室へ行っている子どもがいるわけです。登校はしているけれども、自分の教室に行くことができない子どもが増えていることは確かです。今後、必要に応じて調査をしていきたいと思っております。現場では、保健室登校の子どもと、けがや病気等で保健室を訪れる子どもたちの間にトラブルが起きないように配慮することを考えていまして、保健室以外の新しい場所を学校の中につくる必要があるのではないかと各学校では悩んでいるという実態がありますので、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

河西副委員長 不登校の問題については、子どもたちのケースによって事情があると思いますので、一概に対応をすることは難しいと思いますけれども、学校、教育委員会、そして私どもも、地域と一緒に真剣に考えていかなければいけないという思いでおりますので、連携をとっていただきたいと思います。

(新県立図書館について)

岡委員 図書館問題ですが、整備検討委員会の中ではPFI方式問題については検討がなされたのかどうか、その辺をお聞かせください。

末木新図書館建設室長 昨年の整備検討委員会の中ではそういう議論はありませんでした。

岡委員 知事が新庁舎建設に向けてはPFIの方がよりコストも安く抑えられると言っているわけですから、例えば全国的に図書館のPFI方式が行われているかどうか、検討されたでしょうか。

末木新図書館建設室長 全国の状況としては、指定管理で運営を委託する市町村、あるいは県は幾つかありますけれども、PFIで図書館を建設して運営しているところ

ろは承知しておりません。

岡委員

県立ではありませんが、三重県桑名市の市立図書館においては、3年余をかけて検討した結果、バリュー・フォー・マネーでPFIの方がいいだろうという結論が出されて、平成16年から開館しています。これらについて聞いたことがあるかお聞きします。

末木新図書館建設室長

桑名市は指定管理で運営していると承知しています。

岡委員

最終的に建物ができ上がった後、指定管理にすることはあり得ます。私は建設にかかわる問題を先ほどから言っているわけで、運営については私自身もPFIでは疑問があると思っているわけです。建設について、直営で公募型のプロポーザル方式で動いていることは事実ですが、知事もPFIの方が費用を抑えられると言った経過がありますから、PFIも検討することについては考えてもいいんじゃないかと思うんです。ここで直営方式として予算化されていますから、時遅しという感じもいたしますけれども、PFIについては若干でも検討に値すると思います。このことは私たちフォーラム政新の中でもいろいろ議論した経過がありますので、あえて質問させていただきます。

佐藤教育次長

県庁舎の場合は、主に執務部門がそこに入居することになりますので、PFI方式が一応効果を発揮するかと思いますが、図書館の場合は、サービス機能、また収蔵庫等、特殊な設備等もございますので、直営部門で設計、建築をした方がコスト的にも適切だと、また、PFI方式で後で民間事業者が回収するということはなかなかなじみにくいのではないかと、考えるところです。

岡委員

建設後のサービスや、維持管理については私は別だと考えています。サービス問題等については、当然、PFIがなじむかどうかという問題があることは事実です。ですが、私は建物の建設に当たってどうなのかと言っているんです。最初から直営ありきと考えているのであればそれはそれでやむを得ないことですが、一挙に50億円がかかるよりも、予算を平準化が必要だと私は思うんです。PFI方式によって20年、30年に平準化していくということも考えに値するのではないかという話も私たち会派ではされたのですが、いかがでしょうか。

末木新図書館建設室長

PFIのメリットというのは、設計、建設、その後の運営、維持管理を、一括して民間事業者に委託することによって初めてコストが抑えられることになりますので、単純に建設だけだとなかなかそのメリットが出にくいということとして、施設整備と運営を一体化して民間事業者にゆだねることがPFIの趣旨だと考えております。

岡委員

建設とサービスすべてを一体化してPFIという形になっているようですが、いずれにしましても、先ほどの答弁では検討はしていなかったということですから、検討された上で結論を出されるのがいいのではないかと考えております。

(30人学級編制に伴う施設整備について)

広瀬次長

先ほどの大沢委員からの、大規模校を2つに分ける基準は1,000人かというご質問について、調べましたところ、学校教育法施行規則第41条に、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない」とあります。40人学級編制が国の基準ですので、12学級以上を標準とするということであれば、単純に掛ければ480人以上を標準とするということです。そうしますと、大規模校を2つに分けるとすると、480人の倍は960人なので、確かに言われたように、1,000人ぐらいいないと2つには分けられないということだろうと思います。

(高校再編について)

武川委員

我が会派の自由民主党輝真会の丹澤議員が、本会議の中でも高校再編の問題について質問させていただいておりますけれども、教育長の答弁で、適正規模については1学年6学級を中心に、加えて地域の実情にも配慮する中で検討していくという答えをいただいています。その視点で押し切っていくと、どうしても甲府市以外の高校が廃校に追いやられていくことになるのではないかと。そうした場合、地域の高校はいろいろな意味で地域のよりどころであるので、1学年6学級としてという一辺倒で押し切らないでほしいと、質問の中で申し上げたわけですが、最初の答弁でも再質問の答弁でも、適正規模については1学年6学級を中心として、地域の実情にも配慮できる学級数にすると言われました。私もとすると、これは体裁で言っているだけで、あくまでも6学級で結果的に押し切っていくのではないかという気がするのですが、その辺いかがですか。というのは、県の教育委員会というのは、幅広く本当の意味の県民の声を反映しているのか、そして、適切な見通しがあるのかなと疑問に思うのです。ハード面にしてもソフト面にしても、思いつき行政としか言えない部分があるんですよね。ハード面に至っては、吉田商業高校は、当時県下で最新の高等学校をつくることによって建設したのに、3年したら北富士工業高校と統合して富士北陵高校になって、廃校です。よりよい高校のために統合したということですが、視点を変えれば、お粗末な思いつき行政と言う以外、言いようがないんですけど、実際どう思っているか知りませんが、普通の会社なら、社長はクビですよ。皆さん方が推進したわけではないけれども、そういうことを思うにつけ、1学年6学級という視点だけで押し切っては困るわけです。中学生の数が減ってくるという状況は必然的ですが、地域の歴史の中でできてきたそれぞれの高校をどのようにこれから一体化してやっていくかということも、もっと慎重にしてもらわないと困るわけですが、答えをお願いします。

・瀬教育長

高校としての教育機能を維持し、向上させるためには、各校の適正規模というのはやはり確保していく必要があります。その規模はおおむね6学級程度を中心としてという答弁をさせていただきました。そうは言いつても、各学校には地理的な条件、交通手段の問題、地域の生徒数の問題、あるいは地域バランスという問題がありますので、今のところ6学級を中心にして幅を持たせるような中で検討していきたいという答弁をさせていただきました。この後、検討委員会での議論を経る中で、県民の皆様の意見もお聞きする中で、構想に反映していきたいと思っております。

武川委員

丹澤議員の最初の質問でも再質問でも、答弁の趣旨は多様な教育課程の編成、部活動や学校行事等の活性化、集団として切磋琢磨する機会の提供とい

うようなことからして、1学年6学級が妥当でないかということでした。加えて、今言った地域云々の話があるけれども、ただ、今までの山梨県の教育委員会を見ていると、そういう言葉は体裁であって、結果的には押し切ってきているわけです。ここで細かい事例を一つずつは挙げませんが、真に県民が求めている教育行政をしていく上で、ぜひ丹澤議員の質問の趣旨をよくご理解いただきたい。いたずらに、機械的に1学年6学級で押し切って、結果として周りの高校がなくなってしまうと、山梨県の均衡ある県土の発展につながらないことにもなってきますので、これからの協議、審議等につきましては、ぜひ慎重にやっていただきたいと強く申し上げておきます。よろしくをお願いします。

(児童生徒の不登校対策について)

鷹野委員 不登校の関係で、再度1点だけお伺いしたいと思います。中1が35人学級ということでスタートしていきまして、生徒指導の加配とか、きめ細かな指導加配とか、いろいろな教員加配があると思うのですが、特に不登校生徒の指導の加配については、どのような基準なのか確認をさせていただきたいと思います。

広瀬次長 不登校児童生徒指導の加配については、年間欠席30日以上の子がおよむね10人以上の中学校32校に加配をしております。平成20年度では32人加配をしております。

鷹野委員 2006年度が32名、2007年度も32名で、2008年度も32名ということですが、不登校者が増加傾向にあるという実態の中で、どんな方策を考えているか、この基準の見直し等を検討するのかがどうかも含めてお聞きします。

広瀬次長 教職員の加配につきましては、はぐくみプランの30人学級、35人学級についても、子どもたちに目を行き届かせるために教師を多く配置し、いろいろな面できめ細かな対策をとっております。不登校児童生徒指導加配を来年度以降どうするかについては、義務教育課が不登校等についてさまざまな分析をしておりますので、その結果を踏まえて検討させていただきたいと思っております。

鷹野委員 中学生の不登校が全国に比べても非常に多いという実態も踏まえて、先ほどソフト面の話もありましたが、マンパワーを充実させることが必要ではないかと思っておりますので、ぜひ検討いただき、人材確保を積極的に進めていただきたいと思っております。

・瀬教育長 不登校の数が全国一ということは、教育委員会を挙げて真摯に受けとめております。スクールカウンセラーの中学校全校配置、それから平成20年度から行っている中学校1年生の35人学級を含めたはぐくみプラン、また、スクールソーシャルワーカーの活用事業をはじめ、いろいろな事業を分析、検証しながら、迅速かつ組織的な対応ができるように、明確な情報収集と共有ができるように、あるいは児童生徒、保護者への誠意ある対応がきちんとできるように、心がけまして、丁寧で粘り強い取り組みを進めてまいりたいと思っております。

国でも、接続と連携ということをキーワードにして教育施策を行っており

ますが、小・中・高と順に上がっていくわけですので、小学校から中学校、さらに言えば、保育園・幼稚園から小学校という異校種のつながり、接続をもう少し考えて、情報交換等を含めてしっかりやっていきたい。それから、家庭や地域社会との連携にも意を用いていきたい。いずれにしても、一朝一夕にはなくなるものではありませんので、教育委員会を挙げて対策を講じていきたいと思っています。

教育委員会もいろいろな部門に分かれているわけですが、知・徳・体をしっかり鍛えていくために、義務教育課、社会教育課、あるいはスポーツ健康課といったいろいろな課が連携して、1つになって取り組んでいく必要があります。1人の子どもを育てるためには一貫した指導体制が大事ですので、しっかり取り組んでいきたいと思えます。

主な質疑等	保健福祉部関係
第87号	山梨県手数料条例中改正の件
質疑	なし
討論	なし
採決	全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。
第88号	山梨県介護保険財政安定化基金条例中改正の件
質疑	なし
討論	なし
採決	全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。
第89号	山梨県営病院事業の設置等に関する条例中改正の件
質疑	なし
討論	なし
採決	全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。
第90号	山梨県食品衛生法施行条例中改正の件
質疑	なし
討論	なし
採決	全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。
第92号	平成20年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会

関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(医師確保対策事業費について)

武川委員

医師確保対策事業費の産科医師後期研修奨励金の予算が150万円とあります。年額30万円ということは5人分だと思いますが、その積算根拠を教えてください。

山下医務課長

後期研修は3年間にわたっており、現在2年目及び3年目の産科の後期研修を受けている方が県内に5名いまして、その5名に30万円ずつ交付したいと考えております。山梨大学関係が4名、甲府の共立病院に1名ということで、現在産科の後期研修を受けている方が5人いるということです。

武川委員

そうすると、これから確保するというのではなくて、現在5人いるということですか。

山下医務課長

まず臨床研修が2年間ありまして、それから、どういう専門を志すかという後期研修が始まります。ただいま臨床研修中の方が来年の4月からどの専門に入るのかをことしの12月ぐらいにほとんどの方が決定するという状況です。したがって、今回お願いする補正予算は、産科の後期研修を選んでいただいた5名に奨励交付金を出し、後期研修で産科を選択すればそういう制度があるということを周知して、これから後期研修を選択する研修医にもぜひ産科を選んでいただきたいというメッセージを発したいと思っております。

武川委員

今いる5人はたまたまいるからもらえるという方ですよ。これから新たに確保するのではなくて、すでに確保されている人にわざわざ30万円あげる必要があるのかなという感じがします。また、これから確保するためということであれば、年間30万円というのは心を動かすほどの金額かなと思うのです。かえって、結果として捨ててしまう30万円になってしまわないかなと思う。医者を志している人が年間30万円で心が動くとは思えないんです。何を言いたいかという、どうせあげるならもう少し金額を上げて心を動かすぐらいの金額でないと意味がないという感じがするのです。ちなみに、東京の場合は、後期研修は大体前期研修の延長線上という場合もかなり多いわけですよ。ちなみに、今マッチングをやっていますよね。マッチングの結果発表はいつですか。

山下医務課長

診療科の専門医になろうとするときの後期研修の過程が3年間ですが、中には、1年後期研修をやってみて、やっぱりほかの診療科の後期研修に移りたいという方もいます。今いる5名も、一度は産科を選択してもらいましたが、来年度以降そのまま引き続いて進んでもらえるかどうかというのは、確率的には高いと思うんですが、必ずしも決まったことではないということがあります。

30万円という金額ですが、確かにおっしゃるような点はあるかと思っております。現在、長野県と茨城県で類似の制度を行っております。長野県の場合には、3年間のうち1年間に限って30万円、茨城県の場合には10万円ということです。確かに金額が決定的理由にはならないかもしれませんが

が、現在の産科医不足、それから産科医にいろいろな負担がかかっているという現状を県も認識して、憂慮して、何とかしたいという気持ちを持っているというメッセージをぜひ学生に伝えたいということで、梨大の先生等と話をしましたら、山梨県の産科、周産期の医療をみんなで何とかしようということの1つの材料になればとてもありがたいという話がありまして、30万円という金額だけで選択するとは思いませんが、その一助にはなろうかと考えております。

武川委員

今聞いていれば、長野県がどうだとかの話だけれど、だから私がいつも言うんです。山梨県というのはいつも後追い行政で、都合の悪いときは、ほかの県がこうだからと言うわけです。輝真会の私が言うとおかしくなるけれど、だから、なぜ県立病院の経営形態の検討だけは率先してやるのか不思議ですけども。どこが30万円、どこが10万円ということではなくて、社会的な常識の中で、医者を目指す人が年間30万円で心が動きますかということを知っているのです。長野県が30万円、茨城県が10万円なんてのは関係ないんですよ。だからそれをほかの県の追隨行政と言っているんです。だったら、全部追隨行政にすれば間違いのないわけですよ。経営形態の検討は率先してやって、ほかの事業は追隨だなんて、分けないでもらいたいんです。あげるならもっと増やして50万円や、100万円くらいにすれば、山梨県が先鞭をつけることにもなるのではないかなと思います。長野県が30万円で茨城県は10万円だから、それらを勘案してなんていうのはあまり説得力ありませんよ。他県の状況を見てではなくて、今の医師を目指している人たちの状況とか、その傾向と対策の見地からした場合に、山梨県としては30万円くらいが妥当だと思ったと言えば納得するけれど、どうですか。

山下医務課長

30万円という金額ですが、後期研修をする際に、書籍を購入したり、学会等へ参加して研修をするための個人的な負担というのが、大体年間30万円ぐらいかかるということですので、その分ぐらいは何とか助けたいということで考え出した金額です。

臨床研修医のマッチング事業ですが、医師免許取得後2年間の臨床研修を受け入れる病院は県内に8病院ありまして、それらの病院と来春医学部卒業生のマッチングを現在実施しています。10月の中旬、おそらく16日か17日ぐらいには決定になると聞いております。

武川委員

ちなみに、その8病院の枠が何人で、そして今、生徒は何人応募しているかは把握していますよね。

山下医務課長

現在、臨床研修医を受け入れ可能な8病院の募集数というのが89名でして、現時点で山梨大学医学部に在籍している生徒は、1年次の方が51名、2年次の方が46名という状況です。

武川委員

募集枠が89名で希望者は何名ですか。

山下医務課長

今のところ、希望者というのは正確に把握しておりません。

武川委員

実際は定員未満ということですかね。ちなみに、8病院は研修生に来てもらえるような積極的な対応をしているのでしょうか。

山下医務課長 臨床研修の指定病院となっている8つの病院で協議会をつくっていただき、その8つの病院が協力しているいろいろな場面で活動しています。例えば7月に、東京ビックサイトで医学生を対象とした病院の説明会等がありまして、そこに山梨県として参加してブースを設け、各病院の関係者に来ていただいて、医学生に説明をしました。あとは、共通のパンフレットを作成したり、また個別にも紹介パンフレットや、各病院のホームページ等で臨床研修プログラム等を紹介しております。

武川委員 ちなみに昨年は受け入れ可能人員が何人で、結果として何人が応募してきたという数字はわかりますか。

山下医務課長 昨年、マッチングで、臨床研修が決定したのは52名で、実際に来たのは51名ということで、1名は、どこか他県の病院へ行ってしまったという状況です。

武川委員 この予算に反対するものではありませんが、やるなら積極的に取り組んでもらいたい。何となく30万円で、長野県が30万円という視点からでは追隨行政は免れないという感じがするんですね。ですから、せっかく予算を計上したわけですから、また学生の感想も聞いたりして、改善が必要であれば改善をする。その前に継続が必要かどうかという検証があるでしょうけれども、継続が必要な場合、その額でいいのかどうか。こういうことにこそもっと予算をかけても構わないから、めりはりをつけて取り組んでほしいと思います。とりあえずはこうした事業に取り組んだということで評価させていただきます。

(エイズ対策費)

大沢委員 エイズ拠点病院の医療従事者を派遣するということですが、先ほど説明の中で、122名の患者がいて全国で5位だと言われて、私は、驚いたんですが、エイズ対策として、ふだんはどのような対応をしているんですか。

荒木健康増進課長 平成2年から平成20年現在までの届出数になりますが、122名ということで、最近は非常に減っておりますけれども、それでも10万人当たり直しますと全国5位というような数字になっております。最近は、かなり減少傾向にあります。

日ごろの対策としては、HIVエイズ感染症は、基本的には性行為を介する感染症ですので、若年層を中心に啓蒙していかないといけないということで、例えば県内の中学校、高校に保健所から保健師等が出前で講演に行く、あるいは12月1日の世界エイズデーに合わせた街頭キャンペーンで普及啓発を進めていくということをしています。エイズになってしまった方も、現在は非常にいい薬がありますので、しっかり飲んでいただくと、10年、20年と、普通の生活が送れます。その医療水準の向上を図るため、今回補正を計上いたしており、中核拠点病院である県立中央病院で医療の質を担保しつつ診療をするという状況です。

(身体障害者施設費)

岡委員 福の2ページですが、身体障害者施設費ということで500万円計上されています。自立支援法がつけられた時点から不評が相次いだことはご存じのとおりです。つまり、自立支援をしてあげようと言いながら、実質的には応

益負担を求める制度で、障害者は大変な苦勞をしなければならない状況になっていると、あちらこちらから伺っています。ようやく国も見直しをして、それなりの手当てをしてきたと思っているわけですが、今回の500万円について基本的な考え方を含めてご説明をいただきたいと思います。

八巻障害福祉課長 この補助金の対象とするのは、原料をはかる機械、製品として送り出すまでの過程で使用するターンテーブル等、障害者の一般的な企業への就労の移行等をはかっていくために必要な訓練、あるいは知識の習得、技術の習得に必要なと思われる設備の整備です。

岡委員 例えば施設でパンやケーキをつくっている場合に、必要な品物を買うための補助金という考え方でいいのでしょうか。それとも、例えば100万円かかる機器について、このうち50万円について支援をしてもらいたいという形で申請を出すのでしょうか。また、法人が申請を2つも3つも出すことができるのかどうかという点についてはどうなのでしょうか。

八巻障害福祉課長 今回の事業には実支出額で560余万円ほどかかると聞いております。その事業をするのに必要な経費に、限度額の範囲で補助を予定しています。

岡委員 県内に幾つもの施設があるわけですがけれども、今回たまたま1施設が申請を出して、その1施設に対して560余万円のうち500万円を国が補助するということですか。

八巻障害福祉課長 補助金の対象となるのは、1品目50万円以上の設備の購入に要する経費で、今回は1つの施設です。

岡委員 1施設ですべてということですね。障害者自立支援法が非常に不評と伺う中で、今回、国が500万円補助金を出すということであれば、県も障害者に対する自立支援として何らかの手だてをする必要があると思います。私はきっとこの法律は変わるだろう、変えなければならないと聞いております。県としてもできれば、少しでも障害者に対して何らかの支援を考えたことはないでしょうか。

棚本委員長 支出額の内容について、再度整理して説明いただければと思います。

八巻障害福祉課長 これは、1事業所に対しまして国費で500万円以内の補助をするということです。中身としては、1品目が50万円以上の備品で、その限度額が500万円となっています。

岡委員 県として何らかの支援は考えないのでしょうか。もしできれば、前向きに考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

小沼福祉保健部長 今回補正予算として国の事業を載せていますが、県としても、企業を立ち上げるときに支援をするなど、必要な助成は行っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願 19-17号 原爆症認定制度の抜本的改善を求めることについて

- 意見 (「継続審査」の声あり)
- 討論 なし
- 採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願 20-3号 県立中央病院・神経内科の診療再開と常勤医師の確保及び県営病院としての存続を求めることについて

- 意見 (「継続審査」の声あり)
- 討論 なし
- 採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願 20-7号 後期高齢者医療制度の廃止を求めることについて

- 意見 (「継続審査」の声あり)
- 討論 なし
- 採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

所管事項

(病院の経営状況について)

大沢委員 この間新聞を見て驚いたのですが、千葉県の銚子市立総合病院が廃止になりました。これは他人事ではないという気がするんですが、山梨県内においても、県立病院も含めて公立病院で廃止に追い込まれるような病院があるのではないかと危惧されますが、そのようなことを県として把握しているかどうか、伺いたいと思います。

山下医務課長 千葉県の銚子市立総合病院ですが、形の上からは休止ということで、早期の再開を目指すという前提ですので、まだ廃止というところまで至っておりません。全面休止という状況です。全国的にも公立病院の約3分の2以上、70%ぐらいが、決算が赤字という状態です。県内の公立病院におきましても、県立中央病院も含めてですが、赤字のところがあります。そうした地域の医療を支える公立病院の経営改善を目指すべく、昨年12月、総務省が公立病院の改革ガイドラインを示しまして、公立病院を抱える自治体等は今年度内に改善計画を立てることになっております。地域の医療を支えるのに公立病院が果たすべき役割というのは非常に大きいものがあります。現在、直ちに倒れそうというところはないと認識しておりますが、地域に安定的な医療を提供し続けるために、公立病院が経営改善しながら倒れないようお互いが支え合うにはどうすればいいのかという協議をしていきたいというこ

とで、現在再編ネットワークの議論を進めているところです。

大沢委員

銚子市立総合病院は390床という大きな病院です。今、廃止でなくて、休止だと言いましたが、どうも再建の見通しがないということです。議会でも13対12の1票差で可決されたということですが、実際問題として患者さんの行き場所がないのです。県内では危惧されることはないと言うけれども、もし突然休止や廃止となった場合は、患者をどうするかが問題だと思うんです。近隣の病院も受け入れてくれなくて、行く場所がなくて、いわゆる医療難民といわれる患者がいるという実情を新聞紙上で知っていると思いますが、銚子市の病院のこれまでに至った実情は県のほうで把握していますか。

山下医務課長

私どもが承知している限りでは、ことしの9月30日をもって前面休止ということになりました。精神科につきましては、別途診療所を開設して外来の患者を診察するという事です。一般の患者につきましては、市側がバス等を準備して、隣の市の病院にピストン輸送するという対応を銚子市では考えていると伺っています。

大沢委員

銚子市立総合病院というのは、日本大学系の医者がほとんどで、大学病院で医師不足になって困るから引き揚げられてしまったということです。それも1つの原因だと言われていますが、山梨県でも大学病院から引き上げてしまわれそうなどころはありそうですか。

山下医務課長

銚子市立総合病院は、数年前までは常勤の医師が35名いたのが、ことしの7月の時点では12名まで減ってしまったということです。医師を派遣していた大学の医局から引き揚げが行われたことも原因の1つだといわれています。医師数が減れば患者数が減る。患者数が減れば経営状況も悪化するという、悪い相乗効果が出てしまったのかと思います。確かに県内の公立病院におきましても、結局は、関連する大学の医局等からドクターを派遣してもらっているのが現状ですので、一遍に引き揚げられることにならないようにそれぞれの大学の医局と話し合いを持ちまして、現状の県の医療の状況を大学側にもよく理解していただき、また各公立病院とも協力しながら考えていきたいと思っております。

大沢委員

先ほど教育委員会の質疑の中で、日本人というものは予測が非常に下手だという話がありました。ですから、もし起きた場合にはどうするかという対策を確立しておいてほしいと要望しておきます。

(新型インフルエンザ対策について)

安本委員

私からは、新型インフルエンザ対策について質問させていただきます。少し古いデータかもしれませんが、私の手元に世界保健機関、WHOの9月30日現在の世界の鳥インフルエンザの鳥から人への感染例が382人、それから死者が241人という報告がありまして、一部には人から人への感染例も報告されています。新型ウイルスに対しては人間が免疫を持っていないので、ひとたび発生すると世界的な規模で広がるのではないかと懸念がされており、いつ新型インフルエンザが発生してもおかしくない状況であると聞いています。国は、平成17年10月に対策推進本部を設置して、翌月に新型インフルエンザの対策行動計画を策定しています。現在、流行の

段階が6つのフェーズに分かれていて、現在はフェーズ3という、鳥から人の感染が見られるけれども、人から人による感染は見られない、あるいは非常にまれな感染が見られるという状況にあると承知しております。

今年度、県の行動計画を見直しされると伺っていますが、9月22日に厚労省の新型インフルエンザ専門家会議で、発生段階を5段階に分けて新型インフルエンザの基本方針が示され、これがおおむね了承されて、厚労省は今後、この基本方針を政府の行動計画の改定などに反映させていくという記事が載っていました。県では行動計画を平成17年に策定していて、それを見直ししているということですが、県の今までの取り組みと今年度の見直し、改定の状況についてお伺いします。

荒木健康増進課長 新型インフルエンザにつきましては、東南アジアを中心に感染者387名で死者が245名ということで、80%以上という非常に高い致死率になっています。しかしながら、これらは、鳥インフルエンザウイルスが人に感染したものでして、新型となるのは、人から人に容易に感染する場合があります。まだその段階になっておりませんので、今のところはフェーズ3ですが、フェーズ4というのが人から人に容易に感染する段階になります。これは地球規模で起こる可能性があるもので、現在は飛行機等を使った交通網が発達していますので、一たん海外で発生すれば、国内、あるいは県内に侵入するのは週、あるいは日の単位だと専門家の間では言われています。厚生労働省におきましては、平成17年11月14日に新型インフルエンザ対策行動計画が策定されており、その後随時改定をしています。その中で大きな改定が、平成19年10月に、海外で人から人へ容易に感染する新型インフルエンザの発生をWHO、世界保健機関が認めた場合には、内閣総理大臣を本部長とする体制に移ることを閣議決定したことです。それに基づきまして、ことしの5月に、新型インフルエンザ等感染症という新しい項目を立てまして、例えば流行時都道府県知事による県民に対する外出の自粛要請も含めた感染症法の改正が行われていますので、県としてもそれに対応した形で改正を進めているところです。

県では平成17年12月に、国の行動計画発表後1カ月で至急に行動計画を策定しました。その後、平成18年4月、平成19年10月に、軽微な変更をしておりますが、今般、法律の改正もあり、新しい指針が出ていますので、国の行動計画の改定作業と並行して既に改正作業に移っているところです。具体的な項目は検討中ですが、実際の発生段階に合わせて8つの検討部会で対策を検討しています。具体的な部会としましては、例えば発生時の発熱外来はどのようなところで行うのか、初診はどこで診てもらうのかという医療体制。そしてサーベイランスという、県内のどこで発生したかをすぐにキャッチして次の対応がとれるような情報網の整備。また、大感染、パンデミックになりますと、例えばライフラインをどう確保するか、あるいはごみの出し方をどうするかということまで含めた市民生活の検討。4番目は県庁内の組織体制ということで、災害に合わせてしっかりと対応できる体制の検討や、医療資源の確保として、ワクチン、あるいはタミフルの備蓄、また国で今パブリックコメントをとっていますが、どのような優先順位で接種していくかについても検討中です。さらに、防疫体制、社会活動の制限、あるいはパニックが起こらないよう、発生した場合にはこう対応してくださいという事前の情報提供、そして相談対応を含めた8つのワーキンググループで検討しているところです。

安本委員

今、ワクチンという話がありまして、大流行前のプレパンデミックワクチンとか、実際に流行したときのパンデミックワクチンというものがあるって、事前接種が始まったという話も聞いております。専門家は、まだ流行するかどうかわからない中では副作用があるかもしれないと、今使うことについては慎重論もあるようですけれども、効果とか安全性等においてもプレパンデミックのほうを進めているということですので、この辺について、県として何か考えはありますか。

荒木健康増進課長

例えば一般のインフルエンザでも、冬に2回ほどワクチン接種をしますが、現在、事前に新型インフルエンザに対応するワクチンの接種が始まったというのは臨床実験の研究段階でして、そもそもまだ新型インフルエンザは発生しておりませんので、例えば中国、あるいはベトナムやインドネシアで鳥から人感染のウイルスを使ってつくるワクチンが、プレパンデミックワクチンと言われるもので、実際に効くかどうかはわからないところもあります。まずは安全性を確認するため、現在、全国の指定感染症医療機関の医師、あるいは医療従事者を中心に6,000名程度に対して臨床試験を行うと聞いています。今年度内にその結果が出次第、早ければ来年度以降、優先接種の方に対してプレパンデミックワクチンを打っていくという話も漏れ聞いていますが、実際のところは治験の結果次第と思っています。

安本委員

ワクチンは予防対策になると思いますけれども、治療薬であるタミフルについては備蓄をしなければいけないと聞いていますが、山梨県としてはどのような状況になっているのでしょうか。

荒木健康増進課長

抗インフルエンザウイルス薬「タミフル」につきましては、重症化した患者が飲みますと、3日のところが2日で治るというものです。例えば海外で起きている鳥インフルエンザにおいても、タミフルを飲むと症状が軽減されたという例もありますので、国家的レベルとしての備蓄が開始されています。平成19年度末までに、国、都道府県、流通備蓄あわせて2,500万人分が備蓄されています。山梨県におきましては、人口割で山梨県として備蓄すべき7万3,000人分を確保している状況です。しかしながら、アメリカやヨーロッパなどの状況を踏まえて、国においても、平成20年6月20日に、新型インフルエンザに関する、川崎二郎元厚生労働大臣を座長とする与党のプロジェクトチームにおいて、現在の備蓄量は2,500万人分で、国民の23%に当たる量ですが、それを40%から50%にするべきだという提言が出されましたので、厚生労働省としても、それを踏まえて現在、補正予算等で対応する予定だと伺っています。県としても、その状況を注視しつつ検討することとしております。

安本委員

ことしの2月定例会で鷹野議員が質問の中で、行動計画があるけれど非常にページ数が少なく本当に対策になるかわからないと言われていたと思いますけれども、私も読ませていただいて、山梨県としての特徴ある計画にしたいと思うところです。確かに感染が始まれば受け入れる病院があるのかとか、どれぐらい病院のベッドが必要かということもありますが、この専門家会議の記事の最後に書いてあるような、新型インフルエンザに対しては一般家庭でも、例えば市販のマスクを1人20枚から25枚程度備蓄しておくのが望ましいということや、外出を控えるようにされた場合、その間の食べものをどうするかということも、今回の見直しで取り入れられるのだろうと思

いますけれども、県民にわかりやすく情報提供していただきたいということをお願いして、質問を終わります。

鷹野委員

チャレンジミッションの中に公立病院の改革プランの策定が、今年度、重点施策として載っていて、中身を見ますと、早期に着手できるものについては改善をして、21年度予算に反映させると書かれています。今現在、経営改革が主眼的に議論されているわけですが、この改革プランは3本柱だと聞いていまして、まずそれぞれについて現状をご報告いただければと思います。

山下医務課長

公立病院の改革プランにつきましては、昨年12月、総務省がガイドラインを示しまして、本年度中に各公立病院を持つ各自治体が計画をつくるようにされています。経営改善、再編ネットワーク、それらを踏まえた経営形態の見直しという3つの視点で計画をつくるようにいわれています。その3つの視点のうちの再編ネットワークについては医務課が所管しており、経営改善等については市町村課が担当しています。

経営改善については、それぞれの公立病院がそれぞれの立場で何をすれば経営改善につながるのかということをお互いに各自検討しているところで、近々市町村課がヒアリングをして、アドバイスをするという予定と聞いております。再編ネットワークについては現在のところ、二次医療圏域単位で設置されている地域保健医療推進委員会で議論いただいています。なお、技術的な詳細な議論が必要ですので、各委員会のもとにワーキンググループを設置して、地域の医療関係者等で集まいただき、その地域における望ましい再編ネットワーク、医療提供体制はどうあるべきか、そのためにはどのような再編ネットワークが考えられるかについて、6月以降議論をしていただいていたところですが、年内を目途に県として再編ネットワーク構想を取りまとめていきたいと考えております。これまで各委員会、ワーキンググループで出されました意見等をもとに、具体的な議論のたたき台になるような原案を、近々それぞれの委員会に示していきたいと考えているところです。

鷹野委員

ネットワークについてお聞きしたいのですが、医療圏域として4つのエリアがあると承っていますが、話を聞きますと、既に第1回目の保健医療推進委員会が開かれて議論されているとのことですが、ネットワークのつくり方として、県がある程度青写真を出して、山梨県全域の医療体制を確保するという視点が必要だと思うんです。だけど、市町村も含めてうまく連動した形でのネットワーク化、また圏域をまたがった医療体制は当然必要でしょうが、もう10月の初旬ですから非常に難しい作業だと思います。我々議員も、当然地元の医療体制を大変心配している立場ですので、方向を示していただきたいと思っておりますが、どんな状況でしょうか。

山下医務課長

地域の医療をどのように確保するかという問題には、先生方を含め地域の方々の理解、地元の病院、そこにかかっている地元の患者の合意が必要になってくると考えています。そのために各地区ごとに関係者に集まっていたり意見を伺ったり、こちらから資料提供して議論の方向性を見出そうとしてきたところですが、ただ、非常に難しい問題ですので、将来にわたる議論は、こういう方向で議論をさらに継続していくべきではないかというような結論になるとは思いますが、これまでの議論を踏まえた上での今後の議論のたたき台となる構想原案を各委員会にお示しし、その結果、地区の委員会等での議論の方向性がある程度見えてきた段階で、先生方にも当然お話をさせ

ていただきたいと考えております。

鷹野委員

ぜひ圏域ごとの諸課題を出していただき、それを踏まえて議論いただいて、県全体を意識した医療体制をつくっていきたいと思いますが、答えがあればお聞かせください。

小沼福祉保健部長

現在、県が青写真を示すのはなかなか厳しいものがあります。まず市町村や、病院が自分たちの問題としてしっかり考えていただくことが必要で、諸課題をいろいろ議論しています。幾つかの諸課題が各圏域ごとに出てきますので、それを解決するにはどういう方向があるだろうか、そのためにはこういうネットワークがいいだろうかというところまで議論がようやくたどり着いてきた状況です。圏域ごとに県で諸課題を整理して、もう一度各保健医療推進協議会に投げ返して、そこでさらに議論を詰めて、現実的な地に足がついたネットワークにしていかなければなりませんので、しっかり研究をまとめていこうと考えています。議論がある程度まとまったところでパブリックコメントなどもかけて県民の意見、先生方のご意見を聞いて、よりよいネットワーク構想にしていきたいと考えております。

(食の安全・安心について)

河西副委員長

今、食の安全・安心が大変問われているのではないかと感じております。そんな中で、有害物質のメラミンが混入した丸大食品の商品が、日清医療食品を通じて全国に納入されたということです。山梨県内では32施設に2,220個が納入されたようですけれども、その内容や影響とか被害などがわかりましたら、お願いします。

清水衛生薬務課長

9月22日の日清医療食品の公表では山梨県については32施設に2,220個納入されていたということでしたが、日清医療食品では給食提供施設を公表できないということでしたので、県として調査をしました。日清医療食品が給食を受託している52施設について聞き取り調査をしたところ、30施設につきまして当該食品が納入されており、納入数量は2,150個と聞いています。これを1人に1つ提供したのかどうかまでは実態はつかめなかったのですが、そのうち、使用された量が2,011個ということです。

メラミンというのはホルムアルデヒドを混ぜてメラミン樹脂をつくる材料で、比較的急性毒性は少なく、消費することによって直ちに健康上の被害があらわれるものではないということです。そうは申しましてもこれは重大な問題であり、メラミンは食品に添加されてはいけないものです。また、ある一定量を長期間とると、やはり健康上の問題が出てくると言われています。

河西副委員長

今のところ、被害などの報告はないということですか。

清水衛生薬務課長

聞き取り調査をした中では健康被害は見られなかったという報告を受けています。

河西副委員長

今後このような問題を起こした業者に対して、県としてどのような対応をとるのかお聞きします。

清水衛生薬務課長

今回の事例は、ご承知のとおり、中国から輸入している食品ということで、輸入に関しては国が検疫所を設けていますが、近年このような事件が多いた

め、国は検疫体制を強化しているところです。なお、県としても、こういう食品が県内に流通していますので、場合によっては残留濃度検査を伴う、収去検査を行う中で安全を確保していきたいと考えております。しかしながら、今回の事例については、有機化合物は数百万種類あり、通常、混入が予想できないものですし、すべての物質を検査するというわけにはいきませんので、県としても食品業者に対する指導の中で、事業者そのもののモラルを高めていければと考えているところです。

河西副委員長

業者のモラルが、一番大事なところではないかと思えます。検査体制も難しいかもしれませんが、万全の再発防止策お願いしたいという思いです。ありがとうございました。

武川委員

蛇足ですが、鷹野委員の再編ネットワーク構想の関係ですけれども、午前中に、教育委員会が県民の意思を無視してどんどん教育改革を進めて困ったものだという話をしたところですが、再編ネットワークは、地元任せにしていたのでは、利害が相反する部分がありますから、最終的には県が強い指導力で整理しないとなかなかネットワークはできないと思うんです。ですから、当然、所要の手順を踏まなければならないわけですが、最終的には県が強い信念でリーダーシップをとらないとできませんから、その部分においては教育委員会を見習ったらいいと思えます。よろしくお願いします。

その他

- ・委員会報告書の作成並びに委員長報告については、委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件は、別紙のとおり決定された。
- ・9月定例会から12月定例会の間の閉会中の継続審査案件に係る県内調査は、諸般の事情により行わないことが了承された。
- ・8月26日から28日に実施した県外調査については、議長あてに報告書を提出したことが報告された。

以 上

教育厚生委員長 棚本 邦由